

主な論点

- 1 . 地震保険の基準料率の区分を二区分としているが、これは妥当か。
- 2 . 地震保険の基準料率上の区分は、原則として、火災保険の参考純率上の区分に準拠しているが、これは妥当か。
- 3 . 今般の火災保険及び地震保険の料率改定において、「木造軸組み工法建物」と「枠組壁工法建物」について、耐火性及び耐震性に関し、異なる保険料の区分としているが、これは妥当か。